



平成23年(ワ)第101号 損害賠償請求事件

原告 上原 正稔

被告 株式会社琉球新報社

被告第5準備書面

平成24年9月13日

那覇地方裁判所民事第2部合議係 御中

被告訴訟代理人弁護士 池宮城 紀夫

同 赤嶺 真也

同 島田 考人

第1 被告の主張

1 原告は、被告には、本件連載執筆契約に基づき原告から提供を受けた原稿を琉球新報紙上に連載し、所定の原稿料を支払う債務を負っていたにもかかわらず、社の編集方針という漠然とした理由をもって第2話慶良間編の掲載を拒否し、181回目の原稿をカットしたことは、編集権の逸脱であり、本件契約に違反するとともに、著作権法20条1項及び憲法21条に違反するものであるとして、損害賠償を請求している。

2 しかし、これまでも述べてきたように、被告が最初に原告が出してきた第2話の原稿の掲載を見送り、181回目の掲載を行わなかったのは、初出の資料を用いた新連載を行うという本件契約の内容に原告が反したからである。したがって、被告に本件契約違反はない。

また、原告は著作権法違反や憲法違反をも主張するが、その具体的な主張はない。いずれにしろ、被告が原告の原稿を掲載しなかったことが、原告の著作物の同一性を保持する権利を侵害するものではなく、

表現の自由を侵害するものではないことは明らかであり、著作権法20条1項及び憲法21条違反もない。

よって、原告の請求は棄却されるべきである。

第2 本件契約の内容

1 平成19年、原告から被告に対して、琉球新報紙上で新たに連載を書きたいとの申し出があり、それを受けて、原告と被告は、連載の趣旨や内容、回数、連載開始時期などについて協議を行い、以下の内容で合意した(乙2)。

- ①連載名 パンドラの箱を開ける時
- ②連載日 毎週5回(火曜日～土曜日)
- ③回数 全150回～170回
- ④連載開始日 2007年5月25日(金曜日)
- ⑤連載の趣旨 慰霊の日を前に、沖縄戦の様子を米軍の戦時日記を中心に紹介する。資料は米公文書館所蔵の米軍日記。初出の資料を使い、米軍がどのように戦っていたか、日本軍や沖縄住民は米軍にどのように映っていたか、終戦直後の住民の様子などを紹介する。

2 原告は、乙2について、連載執筆契約に係る協議や合意内容を記録したものではないと主張している。

しかし、乙2のメモが引用している初回原稿において、新連載「パンドラの箱を開ける時」の趣旨、内容、構成、用いる資料等について詳しく語っており、そこに書かれたことが連載執筆契約の内容であるとも主張している(準備書面②(原告)3ないし4頁、本人調書22頁)。

被告第4準備書面2頁で詳しく指摘したように、初回原稿の文言や内容からすれば、原告自身、本件連載はいまだ知られていない資料や

証言をもとに、歴史事実を初めて明らかにする内容となるものであることを明言していたのである。

一方で、初回原稿においては、自らの過去の作品等を用いるとか紹介するといったことは記載されておらず、また、原告が本件連載を開始するにあたり、「沖縄戦ショウダウン」をどこで引用するのかということも被告には伝えていなかった（本人調書26頁）。

以上から、原告と被告との間では、乙2の内容に沿った契約が成立したことは明らかである。

- 3 また、原告は連載執筆の依頼について、平成18年1月に当時の編集局長から「君の書くものはなんでも載せる」というものだったと主張している（準備書面(2)（原告）2頁）。

しかし、被告第1準備書面2頁で述べたように、原告は平成18年4月4日から「戦争を生き残った者の記録」の連載を開始しているのであるから、それよりも前の平成18年1月に、平成19年5月から連載を開始した「パンドラの箱を開ける時」の執筆依頼をすることはあり得ない。

また、新聞社として、新聞の連載契約において、執筆者が書いたものをどんなものでも掲載するというような内容の契約をすることはあり得ない。

第3 慶良間編について

- 1 答弁書6頁以下で詳述したように、第1話伊江島戦の連載終了後、原告は被告に対し、第2話慶良間編の原稿を提出したが、その内容は、原告が過去に琉球新報紙上で発表した「沖縄戦ショウダウン」の内容とほぼ同じものであった（乙4、乙1の1ないし13）。

また、第1話伊江島戦についても、「沖縄戦ショウダウン」の内容と同様の記載があることが判明した。

2 原告と被告との間の契約内容は、前記のとおり、初出の資料を用いた新連載というものであるところ、原告が第1話伊江島戦や第2話慶良間編で使用した「沖繩戦ショウダウン」は、平成8年6月1日から6月25日まで全13回にわたり、原告が琉球新報紙上で発表したものである。

また、引用するにあたり、読者に対する断りなどはなく、過去に発表した「沖繩戦ショウダウン」をあたかも初出の資料であるかのように引用しているだけであった。

したがって、第2話慶良間編の内容は初出の資料を用いた新連載ではなく、原告の原稿は本件契約に反するものであった。

3 そこで、平成19年6月27日、原告と被告との間で協議がなされ、原告に対し、以前発表された「沖繩戦ショウダウン」を再び掲載することは新聞社との信頼を裏切るものであり掲載できない旨伝えた(乙7、枝川証人調書・3頁)。

これに対し、原告は、他の部分からでも構わないので掲載して欲しいと述べ、第2話慶良間編を掲載しないことに同意した(本人調書・29頁)。

このように、第2話慶良間編を掲載しないことについては、原告も同意したのである。

このことは、連載が中断してから、そして連載が再開してからも、原告が被告に対し、慶良間編を掲載するよう求めていないことから明らかである(本人調書29頁)。

したがって、第2話慶良間編の原稿を掲載しなかったことについて、被告に本件契約違反や著作権法違反及び憲法違反はない。

4 この点、原告は、「沖繩戦ショウダウン」は資料であるから、資料である以上、内容を変えることは許されず、そのまま使用しなければ

ならないと主張している。

しかし、「沖縄戦ショウダウン」が資料であるとしても、本件連載においては、あくまで初出の資料を用いることが前提となっているのである。このことは、中断時の話し合いにおいて、原告から「沖縄戦ショウダウン」は資料であるから、資料である以上、内容を変えることは許されず、そのまま使用しなければならない旨の発言はなく、また、以前連載されたものを再掲しても読者は覚えていない旨の発言をしたことから明らかである。

したがって、過去に発表されている「沖縄戦ショウダウン」は初出の資料ではなく、本件連載において用いることは許されないのである。

- 5 また、原告は、本件掲載拒否は、集団自決に係る教科書検定問題に関する被告の方針に反するという政治的な理由だったとも主張している（準備書面(1)（原告）8頁）。

しかし、第2話慶良間編を掲載しなかったのは、本件契約内容に反するものだったからであり、教科書検定問題等とは全く関係がない（乙7、枝川証人調書・4、5頁）。

原告自身、平成19年6月27日に行われた被告との協議の場で、編集方針とその内容の話は出ていないと述べている（本人調書・29頁、32頁）。

- 6 さらに、原告は、連載再開後も自著からの引用・再掲が多数あったことをもって、過去に書いたものをベースに、新資料等を加え、視点を変えるなどして深めていくという原告の著述スタイルを被告も承知していたと主張している（準備書面(2)（原告）8頁、準備書面(4)（原告）2頁以下、準備書面(5)（原告））。

しかし、被告第4準備書面4頁以下で述べたように、連載再開後も自著からの引用があったことから、原告の著述スタイルを承知してい

50D-8
1015
50~
150~180
30~10
10/15

たということにはならない。

また、連載再開後の引用・再掲については、読者に対する断りが記載されていたので掲載したのであるから、やはり原告の著述スタイルを承知していたことにはならない。

- 7 以上のとおり、被告が第2話慶良間編の掲載をしなかったのは、原告の原稿内容が本件契約に反するものだったからであり、被告に本件契約違反や著作権法20条及び憲法21条違反はない。

第4 181回目について

- 1 最終回となる181回目は、平成20年8月20日に掲載予定だったが、前日の8月19日、担当者に181回目の原稿が届いた(乙6)。

担当者がその原稿を一読すると、全113行のうち、8割以上の79行までもが他の新聞や「沖縄戦ショウダウン」の紹介であった。

- 2 原告担当者は、原告との契約内容が初出の資料を用いた新連載であり、また、第2話の中断時において、過去の連載を蒸し返す原稿を載せないことを確認したにもかかわらず、原告が同様の原稿を書いたので、書き直すようお願いした(名城証人調書・5頁以下、本人調書31、36頁)。

しかし、原告は書き換えるつもりはないと答えた。

そこで、被告担当者は原告に対し、181回目は掲載できないので、180回で終了することになる旨伝えたが、原告からは何ら連絡はなかった。

- 3 被告担当者は、掲載日前日に送られてきた原稿ではあるが、限られた時間内で原告と調整しようとしたものの、原告からの連絡はなかった。

また、原告との間で話し合いを行い、原告が書き換えるのであれば、掲載することは可能であったが、原告からの連絡はなかったのである。

このように、181回目の原稿について、被告が一方的に掲載しないことにしたのではなく、原告が被告との話し合いに応じる姿勢を示さなかったことから、止む無く掲載しなかったのである。

- 4 この点、原告は、181回目についても、掲載されなかったのは社の編集方針がその理由であると主張している（訴状7頁、準備書面(1)（原告）9頁）。

しかし、被告担当者から原告に対して社の編集方針云々という話は出ていない（本人調書32頁）。

また、180回で終了したことについて、原告が直接被告に対して抗議等をする事はなかった（名城証人調書7頁、本人調書32ないし33頁）。

以上の点に鑑みても、原告の主張が誤っていることは明らかである。

第5 星氏について

- 1 原告は、星氏が経験した掲載拒否の事実は、被告が検定撤回キャンペーンを展開していた当時、これに反する内容の言論を封殺していたことを如実に証明している。それは、原告の原稿の掲載拒否の理由が被告の方針に反することであったことの状況証拠であると主張している（準備書面(3)（原告）7頁）。

- 2 しかし、星氏の文章が掲載されなかったのは、星氏が持ち込んできた原稿が、その内容からして掲載する価値のないものだったからであり（乙9）、本件とは全く関係がない。

星氏自身、被告の社の方針が具体的にどういうものだったのかはわからないとしているし、推測でしかないと述べている（星氏証人調書・19頁）。

- 3 以上より、原告の主張はこの点でも明らかに誤っている。

第6 結論

以上のおり、被告が原告の原稿を掲載しなかったのは、原告が本件契約に反したからである。

したがって、被告に本件契約違反はなく、著作権法違反及び憲法違反もない。

よって、原告の主張は失当であり、その請求は棄却されるべきである。

以上